

平成27年度第3回

地域密着型サービスの運営に関する専門委員会会議録

と き 平成28年3月28日（月）

ところ 小金井市役所第二庁舎8階 802会議室

平成27年度第3回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会

日 時 平成28年3月28日(月)

場 所 小金井市役所第二庁舎8階 802会議室

出席者 <委員>

平野 武 新井 信基 宮地 尚子  
内藤 富美子 大西 義雄 亘理 千鶴子  
酒井 利高

<保険者>

介護福祉課長 高橋 美月  
介護保険係主任 薄根 健史

欠席者 <委員>

山極愛郎委員  
玉川弘美委員

<保険者>

福祉保健部長

傍聴者 1名

議 題 (1) 地域密着型サービス事業所の公募について  
(2) 地域密着型通所介護について  
(3) 事業者指定について  
(4) その他

開 会 午後2時00分

(介護福祉課長) それでは、ちょっとお時間過ぎましたが、ただいまより、平成27年度第3回小金井市介護保険運営協議会地域密着型サービスに関する専門委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会開催に当たりまして、山極委員からご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。また、本市の市議会定例会の日程が延長となりまして、福祉保健部長につきましては急遽、本日、議会の会議が入りましたので、まことに申しわけございませんが、欠席とさせていただきます。

また、毎回お願いしているところではございますが、事務局によるICレコーダーの録音方式で議事録を作成させていただきますので、ご面倒ですが、ご自身のお名前を必ず先におっしゃっていただいてから、毎回ご発言をお願いしたいと思います。

それでは、酒井委員長、よろしく願いいたします。

(酒井委員長) どうも皆さん、こんにちは。今、小金井近辺の桜がちょうど満開になりつつあって、ちょうど週末に桜まつりですか、あるということで、今年はいい、あとは天気次第ですね。そんな感じがいたします。

私ごとなんですけれども、私、築20年ぐらいのマンションに住んでいるんですが、きのう総会がありまして、インターホンが壊れているのが何軒かあるものだから、全部取りかえちゃおうと。そうしたら、最近、インターホンの取りかえと一緒に、ホームセキュリティーサービスというのがあって、一般には安全面なんですけど、そのサービスの1つに緊急通報システムというのがあって、居室で何かあったときにペンダントベルを押すと通報される。行政等も多分、そういうサービスをやっていますけれども、そんなものまでが、オプションなんですけれども、サービスメニューに入っている。やはり時代とともに、私も高齢者の入り口に入っていますので、だんだんと周りの方がそういった問題をシビアに考える時代になったと思っております。

今日は議題が3点ほどありますので、新しい事業の関係と、あとは制度の変更に伴って事業者指定の新規分が2件ありますので、要領よくやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先ほどありましたように、今日は議会が行われているということで、福祉保健部長が出席できませんけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

まず最初に、市のほうからのご挨拶ということで、課長、よろしくお願いたします。

(介護福祉課長) 介護福祉課長の高橋です。皆様、本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

今年、平成26年度第6期の介護保険の事業計画が始まりまして、早いもので1年が過ぎようとしています。制度の改正もたくさんあった中で、例えば一定以上の所得がある方にはサービスを使うときに2割負担の導入がされたりですとかということもございましたが、また、平成28年度に向けまして、まずは今日のお題の中にも出てくることなんですけれども、通所介護のうち、定員の少ない小規模の事業所に関して、これまでは在宅サービスとして都のほうで指定を行ってきたものを、市のほうの指定になる地域密着型へ移るということもございます。また、何より、今年10月からは総合事業を小金井市でも始めるということで、介護福祉課、さまざまな部分で改正や新しい事業の立ち上げということで、職員のほうは準備に邁進しているところです。

ただ、やはり初めてつくる部分もたくさんございまして、私どもでは考えが至らない部分もあります。本日の会議であるとか、また、本体の介護保険運営協議会のほうで、皆様それぞれの立場からのご意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、本日も皆様のご忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いたします。

(酒井委員長) ありがとうございます。

それでは、次第に従って議事を始めたいと思いますけれども、まず最初に、資料等の確認について事務局からお願いたします。

(介護福祉課長) 本日の資料は、事前に郵送させていただいた資料1から3、こちらは全てをホチキスどめで1つにまとめている資料になってございます。また、本日、机上に配付をさせていただきました資料4及び5の全てで5点になります。資料の名称等につきましては、本日、机上に配付をさせていただきました次第の下のほうに載せさせていただいておりますので、そちらをご参照ください。

もしご不足等ございましたら、お声がけいただければお持ちしますので、

よろしくお願いいたします。

(酒井委員長) それでは、議事に入りたいと思います。今日の1点目ですけれども、地域密着型サービス事業所の公募についてということで、認知症対応型のグループホームと、看護小規模多機能型居宅介護事業所の公募についてご提案がございます。

では、説明、よろしくお願いいたします。

(薄根主任) それでは、ご説明させていただきます。介護福祉課介護保険係、蓮根と申します。

前回の委員会でお諮りしておりました平成29年度開設予定の地域密着型サービス事業の公募手続きにつきまして、最終選定について、このたびお諮りさせていただきたいと思います。資料はお手元の1ページから8ページにございます。

前回、当委員会におきましてご承認を賜りました公募基準をもちまして、市のほうでは、平成28年1月15日から2月15日までの日程で、ホームページ及び市報等を通じ、認知症対応型共同生活介護事業、すなわちグループホーム、それから看護小規模多機能型居宅介護事業の公募を実施いたしました。

公募の結果といたしまして、期間内に1つの法人さんからグループホームと看護小規模多機能型居宅介護の併設という形でご応募をいただいているところでございます。法人名は株式会社アメニティライフ協会という法人でございます。

法人についての具体的なご紹介をさせていただきます。お手元の資料の2ページをごらんください。

同法人は、平成8年4月1日に横浜市で設立されまして、今年で創立21年目となります。法人規模といたしましては、資本金5,000万円、売上高は、平成26年度実績でおよそ48億円になります。

2ページの中段くらいにある3の運営状況といたしましては、こちらはお手元の資料のとおりなんですけれども、平成8年4月に最初のグループホームを開設して以来、事業の拡大を続けておりまして、平成28年2月1日現在においては、介護保険事業については、有料老人ホームが6カ所、グループホームについては33カ所、小規模多機能型の居宅介護については5カ所、看護小規模多機能居宅介護事業所については5カ所、通所介護、デイサービス

については13カ所となっており、介護保険事業以外のものにおいては、サービスつき高齢者向け住宅が6カ所、住宅型有料老人ホームが15カ所となっております。いずれの事業種別につきましても神奈川県を中心に事業展開しておりまして、都内でも何点か実績があるところでございます。

稼働状況でございますが、平成27年12月現在で、今回公募のあったグループホームについては96.6%、看護小規模多機能型居宅介護事業所については81.6%となっており、いずれも安定した入居率、高い稼働率を維持しているところでございます。

続きまして、事業予定地、場所についてご説明したいと思うんですけれども、お手元の資料をめくっていただいて7ページをごらんいただきたいと思っております。所在地が貫井北町二丁目874-1、もしくは844-16になります。現在は更地になっているため住居表示はございません。事業予定地を地図上でお示ししておりますが、場所は学芸大学の東門のほうからけやき通りを東に進んだところがございます。事業予定の北側に駐車場があって、周辺は田畑になっているような状況でございます。

事業者の公募を受けまして、市のほうでは、今月の3月16日から3月23日までの日程で、この事業者についての庁内検討を実施いたしました。庁内検討に参加したのは、福祉保健部管理職者6名でございます。結果として、6名の評価者から採点票を回収して集計したものがございます。

お手元の当日配付させていただいた資料の4をごらんいただきたいと思っております。こちらには、今回の庁内検討の結果を一覧にしております。こちらにつきましても、前回の委員会でお諮りさせていただいた基準について評価を行っております。各評価項目について、評価者は5点満点で評価をしております。合計値と平均値なども集計しております。

こちらの主立ったポイントといたしましては、資料4の1ページのところの一番最初の事業実績の項目になりまして、そこの平均点が3.7と比較的高い評価をしているところでございます。理由といたしましては、先ほどもちょっとご説明したとおりなんですけれども、介護保険事業についてはかなり多数の実績を有していることから、このような評価になったのではないかなど考えております。今回公募したグループホームにつきましても、稼働率が90%、看護小規模多機能型居宅介護事業所につきましても80%を超えてい

るところで、高い稼働率を有しており、経営の安定性のほうでも期待ができるのではないのかなと考えているところでございます。

逆に今回の公募について懸念事項といいますか、マイナスポイントといたしましては、ページを1枚おめくりいただいて、2ページの下のほうにコメントが書いてあると思うんですけども、公募の際の優先区域と異なるを書いてあるんですけども、今回、応募があった地域については、当初、市の公募要項で示していた優先地域とは異なる場所での整備計画の応募があったということになります。もともと北東圏域と南西圏域にはグループホームはあるんですけども、定員枠が少ないこと、小規模多機能型居宅介護事業所がないことから、今回、北東地域と南西地域を優先という形で応募してきたところなんですけれども、今回、その地域での応募がありませんでした。ただ、今回応募のあった北東圏域のほうにも、定員18名のグループホーム及び小規模多機能事業所があるところなんですけれども、実際に今、近隣の地域でのグループホームは満床という状態になってございますので、今回、応募があった地域でも一定のニーズがあるのではないのかなと考えております。

また、看護小規模多機能型居宅介護事業所は、今回、市内では初めての整備となります。本市では今後、後期高齢者の割合が高くなることも見込まれていることから、より医療的なケアのニーズも高まると考えているところでございます。

お手元の資料の最後のページのところに合計点と総合評価が記載されております。点数は810点満点中495点となっております。総合評価においては、今回、応募事業者が介護事業の運営事業者として適格であるかどうかを各評価者が評価しているところでございますが、評価者6名中6名全員が運営法人として適格であると評価してございまして、市としては、今回、応募があった事業者については適格な事業者であると評価をしているところでございます。

以上、ここまで公募事業者の概要並びに庁内審査結果についてご報告を申し上げますが、これまでのところで何かご質問、あるいはご意見がございましたら、ここで承りたいと思います。その後で、応募事業者に今回新たな介護保険事業の運営を任せるべきか、委員の皆様のご判断も賜りたいと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

(酒井委員長) どうもありがとうございました。どういう事業形態なのかというので、1つは介護予防認知症対応型共同生活介護という、これは一般的に認知症のお年寄りのグループホームですね。介護予防がついていますので、要支援2の方も含めて該当させるという形で、要支援1の方々は使えないんですよね。要支援2と要介護1から5の方が使えるグループホームということですね。

それと、看護小規模多機能型居宅介護、漢字がこれだけ並ぶと何だという感じですけども、従来あった小規模多機能型というのをデイサービスとホームヘルプとショートステイ、泊まりですね、この3つをセットにした事業が従来、小規模多機能型というので、これも小金井市内に幾つもないんですよ。

(薄根主任) 小規模多機能は現在2カ所です。

(酒井委員長) 2カ所ですね。なかなか経営が難しいとかもいろいろ言われてはいたんですけども、それに看護をつけることによって、例えば重度の末期がんの患者さんとか、または重い慢性病なんかがあつて退院をされてこられて、家庭と地域で生活を送るといふときの支援といいますか、そういったときに、医療依存の高い方についてもこれが適用できるということで、新しい客層と言ったらちょっと語弊がありますが、医療も含めた必要な要介護者の地域で生活を支援するということでは、こういった新しいのも積極的な意味があるのではないかということなんですね。

まだ都内でも多分20カ所ないですよ。十数カ所しかないということで、多摩地区も、町田とかここがやっぴらっしゃるところがありますけれども、まだこの近辺でもそんなにはないことなんです。そういう意味では目新しい事業が小金井に進出をしていくということにもなるようです。

それでは、今の説明で、新しい資料も含めて、皆さんのほうからのご質問、ご意見等あればと思いますけれども、よろしく願いいたします。

どうぞ。

(新井委員) 新井です。資料の4を見させていただいたところに、資料の4の1ページ目の真ん中あたりに、過去3年間に設置法人は行政機関から指導を受け、改善報告をしているかというのが、管理職のEの方だけ2になって

いるんですが、これは何らかの指導か何か、改善報告を受けたというような履歴があつての2なんでしょうか。それとも、この人だけが2というのがちよつと気になったんですが。

(介護福祉課長) この応募要項に従って計画を提出していただいた際には、既存の事業所に関して、それぞれ実地の調査ですとか、さまざまな指導を受けた経過のものと、あとはその結果について、口頭または文書で、指導を受けた場合のそれに対する対応について、一定、書類を提出していただいているところです。その結果についてのところは……。

(薄根主任) 結果については、比較的文書の、いわゆる施設の書類上の不備といえますか、そういったところが非常に多く見受けられたところでございます。普通、サービスを利用するときには、アセスメントと申しまして、利用者様の身体状況とか、そういったものを施設のほうで調査をいたしまして、それをもとに施設でどんなサービスを実施していくかということを決めるんですけれども、そのアセスメント、事前調査をしたら、施設の中で記録をとっておかなければならないということなんですけれども、その記録が不十分だったりとか、そういった対応が見受けられていたという報告をいただいているところがございます。

(新井委員) それに対して何か改善をするというか、今後はそうしないみたいな、そういうふうにはなっているんですか。

(薄根主任) そうですね。改善報告書というものを、通常、神奈川のほうに出すんですけれども、そこには今後こういうふうに改善しますという改善の報告という形では出ておりますので、今は改善されているのではないのかなと思っております。

(新井委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) 市のほうとしては、例えば神奈川でこれだけ手広くやっておられるので、どこか事業所を1つ2つ実地に見に行ったとか、そういうことはございますか。あとは取材的なことをしたとか。

(介護福祉課長) 基本的にはまだ見に行っていないところです。こちらのほうの事業所で添付された書類には書いてはいなかったんですが、実際ここで小金井市の事業を任せられる事業所に選定が終わりましたら、次は建設のための補助金の獲得に移る形になります。そうしたときには、東京都のほう

に対して補助金の交付に適格かどうかというところの審査は私どもが受けることとなりますので、それに向けて書類の詳細、細かいところというのは、指摘を受ければそれによって変わることもございます。

(酒井委員長) そういう意味で、書類審査が中心だから、全体的に3が並ぶという形。だから、800点満点で四百七、八十点ですから、高いとも言えないから、判断がなかなか難しいところだと思いますが、ただ、これだけ手広くやっていて、大きな問題なくやっておられるという評価はできるんだろうと。神奈川ですから、アミーユでしたっけ。有料老人ホームで転落、介護職員がね。そんなこともあるから、神奈川つながりだと思う方もいらっしゃるかもしれないけれども、ほかにはいかがでしょうか。

(平野委員) はい、平野です。

(酒井委員長) 平野委員、どうぞ。

(平野委員) 同じ資料4の2ページと3ページのコメント欄に、例えば公募の際の優先区域と異なる、これの意味がわかりません。それから、下の不安である、町内会との。先ほどこれを事前に庁内で検討されたというお話をなさったように聞いたんですけれども、その関連でいかがなんでしょうか。

(酒井委員長) では、よろしく申し上げます。

(介護福祉課長) まずは1点目、2ページのものです。これは先ほど説明もさせていただいたとおり、本来、こちらの市のほうで公募をした際に、小金井市を4つの地域に分けた4圏域のうち、優先の圏域を2つ示させていただいたところなんです。先ほどお話しさせていただいたとおり、グループホームは市内に今5カ所ありますが、それぞれ定員が小さい規模のところもございまして、今回、優先にしたのは、まずは、グループホームの定員が少ないところ、かつ、小規模多機能型の事業所がまだ市内には2カ所しかございませんので、その小規模多機能事業所がない地域を優先しますよという形で公募をさせていただいたところなんですけど、実際に事業をやる場所も含めて、計画を出してきたところがその優先地域とは違った状況です。ただ、先ほどご説明したとおりに、グループホームは今、市内5カ所というお話をしましたけれども、その全てがほぼ満床になっている状況です。また、看護小規模多機能については、小金井市内では初めての事業所になりますので、優先順位が高いといった事業所については今後のこととして、まずはこちらの圏域につ

くってもよろしいのではないかと判断をさせていただきます。

もう一つが、地域との連携の3ページの項目でございます。地域密着型の事業所は、全ての事業所において、地域との連携ということにつきましては必要になってきます。また、地域密着型の、ある意味、グループホームは施設系のサービスになりますので、そこで認知症の方々が生活をする場になります。そういった意味でも、例えば避難訓練であるとか、地域の方のご理解というのは絶対外せないものとなってございますので、そちらについては事業所の理念等のところできちんと書かれているということで、今後、町内会、自治会、地域との関係ということにつきましては私どもも注意深く見ていくということで、一応、平均点的には3点ということになっているような状況でございます。

(酒井委員長) まだ小金井市と縁のない法人さんが来られるということだから、逆に今後はいいつき合いをしてもらえるように、行政さんのほうからも指導とか助言とかアドバイスをしてもらったり、やってもらうと、そういう取り組みが必要になるのかなと思いますね。

(平野委員) こういったホームをつくる場合は、今の段階で町内会の方と話し合うということはないんですね。これはあくまでも許可がおりてからという話になるのでしょうか。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。そうですね。やはり、やってもいいよというものが終わった後に、1つあるのは、今回のケースは新たに建物を建てるような事業になります。それに先立ちまして、住民、近隣の方へのご説明であるとか、実際にはできてからというか、建つことがほんとうに確定してきた段階で、さまざま、地域の方にお問い合わせするようなことも出てきますので、そういった段階で、法人のほうで地域の方へのアプローチをとっていく、場合によっては市のほうもそれについてご協力をするというような形になります。

(酒井委員長) つくるときに、ご近所に挨拶、町内会長さんとか、それこそ向こう三軒両隣といいますか、そういう方に挨拶をするのが普通ですね。

(平野委員) 関連なんですけれども、事前に現地を見てみたんです。もしましたら、ここの立地するところの手前の空白になっている部分、樹木がいっぱい植わっているんですよ。結構広い土地なんです。大和ハウスさんが

やられるんだったら、まずホームを建てて、その後といいますと、ここは住宅地ですので、いろいろな近隣のご意見が結構出てくるのではないだろうかと思ったんです。そういった面で、どうなのかな、場所としてはいいんだけど、実際やる段階、許可をおろした段階で結構苦勞する案件、物件ではないんだらうかなと思って帰ってきました。

以上です。

(酒井委員長) ただ、接しているのは東隣だけですよね。高齢者施設というのはあまり問題にはならない。

(平野委員) そうですか。

(酒井委員長) これが障害者施設だといろいろとあるんですけれども。と思いますけれどもね。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

(酒井委員長) どうぞ。

(介護福祉課長) 今回、資料2でお示ししたとおりに、事業運営の形態としてオーナー型という形式をとりますので、土地、建物については、今土地を所有している方が建物を建てて、それを運営法人に貸すというような方式になります。おっしゃるとおり、近隣の方については、何が建つのかなというところで、また、認知症対応型のグループホームと聞いたときにどんなものがというところがわからないので、過去、幾つかさまざまな方法でグループホームを建てたときにも、そういうようなお話があったこともあると聞いています。

また、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、東京都のほうで建設費の補助を出す場合にも、地域との関係性というのはとても重要視される部分ですので、そういったところでは、この会で認めていただいた場合であっても、それ以降のところですまざまな形でチェックを受け、また、段階をきちんと踏んで、地域の方の理解も一定進んでから進めていくという形になってございます。

(平野委員) ありがとうございます。

(酒井委員長) 小金井市のほうから東京都に例えば推薦するような形の意見書のようなものは出すんですか。そういう仕組みはあるんですか。

(介護福祉課長) まずは、当然、意見書も出しますし、前回のときには、補

助を受けられるかどうかのヒアリングのようなものに市の職員のみで行って、市のほうが東京都に説明して了解を得るといような形だったかと思っています。

(酒井委員長) そうすると、市とこの運営法人さんは、ある面では一体化して準備をするというあれがあるわけですね。

(介護福祉課長) それはあります。

(酒井委員長) であれば、多分、近隣との関係もですね……。

(平野委員) そうなんですね。わかりました。

(介護福祉課長) つまり、事前の段階で、ちゃんとそういう細かいところがうまくいけば、この法人さんに任せると、この場でも認めていただけるかどうかを諮っていますので、そういった意味で、私どもは、今後、ここで通していただければ、その先の部分というのは誘致に向けて努力をしていくという形です。

(酒井委員長) わかりました。

ほかにはどうでしょうか。大西委員。

(大西委員) 大西ですけれども、ちょっと教えていただきたいんですが、勉強不足でわからないんですけども、これの規模はどれぐらいなんですか。例えば先ほど委員長からですね……。

(酒井委員長) 定員とかの規模ですね。

(大西委員) 看護のがん患者のあれの貴重なお話をいただき、極めて重要だと思っているんです。何人ぐらい収容できる……、収容という言い方は違うかな。

(酒井委員長) 今、法人さんが予定されている定員とか規模、お願いいたします。

(薄根主任) グループホームにつきましては、定員が18名でございまして、看護小規模多機能型居宅介護のほうが、合計登録定員は29名定員を予定してございます。そのうち、看護小規模のほうの宿泊、泊まりの定員が9名になります。

(大西委員) あ、そうですか。

(酒井委員長) 結構、多機能の居宅は大きいですね。20が一般的で、25とかね。調布でやっているのも25くらいですけれども、30名近くですから。あと

は、利用者さんがすばっと集まるかという問題が。グループホームは地元だけじゃない方も含めれば多分集まるんでしょうけれども、多機能型のほうというのは、ほかの居宅サービスを切った上でやらなきゃいけないという縛りがあるので、今の制度は。

(大西委員) あ、そうなんですか。

(酒井委員長) 今、そうですね、まだね。

(内藤委員) そうです。

(酒井委員長) それがあるので、利用者さんのほうはなかなか踏ん切りがつかないという。両足を突っ込めるならいいんだよね。

(内藤委員) 私、ケアマネジャーをやっているんですけども、内藤ですけども、サービスを利用される前に相談に来たときに、こんなのがありますからいかがですかと勧めるんですけども、なかなかそこに踏ん切るのとはできないみたいな感じで、結局、おたくでいいですという形になって、初めから使っていて、小規模多機能があるのでどうですかと言っても、事業所を変えるのは嫌だとか、ケアマネをかえるのが嫌だとかと言って、やっぱりちょっと二の足を踏んじゃうんですね。だから、なかなかうまく……。

(酒井委員長) セットで居宅で、泊まりとデイサービスとヘルプと、今度は看護もつくわけですから、その先に例えば特別養護老人ホームとか、そういう居宅生活が見えたときにどうするということに、例えばこういう事業をやっている、バックボーンがなかったりすると、特養を持っている法人さんのサービスのほうが優先しちゃうみたいな、ご家族も含めて利用者の心理として。これを二股てんびんにかけて両方のサービスを使えないんですね。どちらかをすばっと切らなきゃいけないという問題があるので、利用する側から見れば、制度上の矛盾まではいかないけれども、やりにくさというか。

(内藤委員) あと、丸めだから、サービス少ない人は損なんですよ。たくさん使っている人は、今度、事業所のほうでオーバーするぐらい使われていると困るといって、この前、ちょっと断られたんですよ。

(酒井委員長) 利用者がきっちり見込めないと、人員の配置についても事業者側も困っちゃうわけですし、その意味ではぜひ行政のほうも支援をしながらと思っていますけれども、一応規模はそういうことですから、比較的大き目だと思います。

(大西委員) はい。

(酒井委員長) ほかにはどうでしょうか。宮地委員。

(宮地委員) 宮地です。1件、手を挙げていただいたところはありがたいところかなとは思いますが、ただ、添付資料4のように、実際にどういう事業所を運営しているか、現場に行かれていないで書面だけでこの採点をされているのはいかかなものかなというのは強く感じます。日本でも有数のというか、一、二を争うようなアミーユさんのようなところがこういうことになってしまって、今、損保ジャパンというようなことも起こっていますので、基本、介護をやろうというところは思いを持ってやっているというのには信じていたいと思っているんですけども、書面だけで、この管理職のAからFの方がこの数字を記載されているというところにもちょっと疑問を感じますし、現場に行ってきたら目で確かめていただきたいという思いは強く感じておりますので、申し上げたいと思います。

(酒井委員長) 確かにやむを得ない部分はあるので、ただ、今後、指定が一応行政として決まれば、もっと密な関係の中で接していくということですから、その中では、今あったようなご意見も含めて、それを法人さんのほうにも伝えてもらったりしながら、一緒になって改善するべき点は改善をしていく。小金井市民にとっていい形のサービス提供ができるようにしてもらおうという辺を1つ、意見としては付しておきたいなと思います。

あとはいかがですか。よろしいですか。大体30分前後、意見交換をしたんですけども、よろしいですか。これが最後になりますから、行政のほうに聞いておきたいとかあれば、いいですか。どうぞ、亘理委員。

(亘理委員) 亘理です。すみません。先ほどから出ていますオーナー型というのは、そのオーナーさんの意向によって事業変更しようとか、そういうことがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

(酒井委員長) お願いします。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。オーナー型で施設を整備する場合に、当然のことながら、介護保険の施設を、例えばの話ですけども、オーナーさんが相続の関係で急に土地、建物を売らなくちゃいけないみたいなことになってしまうと、ある意味、生活をする場、特にグループホームはそういう場所になりますので、そういうことでは安定した運営ができません。ですの

で、本件を市に応募する際には、オーナーのほうから誓約書のようなものをとっていて、一定期間はどんな理由があろうとも、そこに対して影響するような対応はしないということで、持ち主のほうからの制約書をいただいて行うという形になってございます。

(亙理委員) わかりました。安心しました。

(酒井委員長) そうすると、一般的には長期の契約、30年とか結ぶんですよ。

(介護福祉課長) 定期借地の形をとることでのオーナーという。

(酒井委員長) その辺はしっかり確認をするということですね。

(介護福祉課長) はい。

(酒井委員長) オーナーさんもその辺は了解されているんですね。

(介護福祉課長) そうですね。そちらのほうももう既にいただいているということですよ。

(酒井委員長) オーナーさんの代がかわるときなんですよ。ただ、今、国のほうも特養も含めて長期借地でいいんじゃないかという制度を緩めて、そのニーズに応じていこうということで、老健は認められているけれども、特養は認められていないんですけれども、今度は自分の持ち物じゃなくてもいいというふうに切りかえるようですよ。

(介護福祉課長) そうですね。今、特別養護老人ホームのお話が出ました。介護福祉課長ですが、国のほうで介護離職ゼロというものを打ち出しました。その関係もございまして、まずは、国有地に関して、介護の施設、幾つかの指定はございますけれども、期間限定なんですよけれども、国有地を安く貸し出すような方策ですとか、そういうオーナー型と言われている形での対応も視野に入れた形の施策をこれからどんどん具体的にしていこうですよ。

(酒井委員長) そういうことですね。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、最初の案件につきまして、本事業者を選定するというごことご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(酒井委員長) では、オーケーということで、よろしくお願ひいたします。

2点目に、議題の2ということで、地域密着型の通所介護事業、制度変更

なのですが、それについてのご説明をお願いいたします。

(薄根主任)では、ご説明させていただきます。お手元の資料9ページからになります。資料2のほうです。

こちらの資料なんですけれども、平成28年度から地域密着型サービスへ移行予定となっている事業所様、並びに市内の居宅介護支援事業所、すなわちケアマネジャーさんの事業所に対して行った説明会、先月の25日に行ったんですけれども、その資料から一部抜粋したものになります。詳細を全部ご説明する時間がないため、何点かにポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず、1、制度の概要、どういったことが変わるのかというところなんですけれども、介護保険法等の改正により、平成28年の4月から、定員18名以下の通所介護につきましては、地域密着型通所介護として、従来の居宅サービスから地域密着型サービスへ移行することとなりました。

2、変更点等についてと書いてあるんですけれども、そのところをご説明いたします。

(1)通所介護事業所の指定につきましては、これまでは東京都が行っていたんですけれども、定員18名以下の通所介護が今度、地域密着型サービスへ移行することに伴いまして、指定権者が東京都から小金井市に変更になりまして、事業所の新規開設の届け出先が東京都から小金井市に変更になります。

(2)でございますが、前回の委員会でもご説明させていただいたんですけれども、地域密着型サービスを利用できるのは原則として小金井市民の方ということになります。ただし、例えば隣接している他市、例えば武蔵野市に住んでいらっしゃる方が小金井市の地域密着型サービスを利用したいというような希望もあるかなということも想定されます。そのため、小金井の同意を得た上であれば、隣の武蔵野市の方が小金井市の地域密着型サービス事業所を指定することで、武蔵野市の方でも小金井市の地域密着型サービスを利用することができます。

(3)運営推進会議についてでございます。地域密着型通所介護事業所には運営推進会議の設置と開催が義務づけられることとなります。運営推進会議とは、利用者の方とか、あるいは利用者のご家族様、地域住民の代表者の方、具体的に言うと自治会や町会の役員さん等、あるいは地域包括支援センター

の職員などが集まって、事業所の運営状況の報告のようなことを行う会議になります。どうしてこういった会議みたいなものをやらなくちゃいけないのかといいますと、目的としては、サービス事業所の運営状況を近隣の住民とくに公表することによって、事業所による利用者の抱え込みを防止しまして、より地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を目的としているところでございます。

続きまして、ページが若干飛びまして、10ページをごらんください。この7番をごらんいただきたいと思います。移行に関する手続（みなし指定）というところです。こちらに記載しているとおりでございますが、平成28年の3月31日時点で、東京都のほうで通所介護の指定を受けている小規模定員の事業所につきましては、4月以降は地域密着型通所介護事業所として小金井市の指定があったものとみなされるため、改めて小金井市のほうに申請をしなければならないとか、手続をしなければならないといったことはございません。これをみなし指定と言うのですけれども、みなし指定につきましては、他市民の方についても同様です。例えば3月31日時点で武蔵野市の方がいらっしゃったら、その方についてもみなしで指定を受けるので、引き続き、4月以降もサービスを利用することになります。

続きまして、11ページ、9番、平成28年4月以降の他市民の受け入れについてという項目でございます。そちらの(2)からをごらんください。平成28年3月31日現在で、小金井市の地域密着型通所介護を利用していた他市民、ここは武蔵野市民と仮定しますと、その方が武蔵野市の指定を受けたということになりますので、4月以降も引き続き継続してサービスを受けることができます。ただし、みなし指定を受けられるのはあくまで3月31日現在の利用者の方でございますので、4月以降に新たに、例えば5月に武蔵野市民の方を受け入れたいという場合には、みなし指定は適用されませんので、再度、市町村間の同意を得て武蔵野市が指定することで小金井市の地域密着型サービスを受ける必要があるということです。

そうなりますと、特に通所介護は利用者の入繰りといいますか、出入りが非常に多くて、他市の、武蔵野市さんとか国分寺市さんとか、近隣市の事業所が特に多くなるんですけれども、そういった利用者が発生するたびに、指定の手続、同意の手続をその人ごとにしなくてはいけなくなりますので、事

務上の負担が大変煩雑になってしまいます。事業所あるいは市双方にとって負担が非常に大きくなってしまいますので、そういった事務手続を簡略化する措置といたしまして、こちらの(3)、同意の手続の省略を4月以降は行うこととさせていただきたいと思っております。

小金井市に隣接する武蔵野市とか三鷹市、調布市、府中市、小平市、国分寺市、西東京市の7市につきましては、事前に協定書と申しますか、契約書みたいなものを締結いたしまして、4月以降、他市民の方を受け入れる際の市町村間での同意の手続を省略することといたします。

また、事業所が4月以降、一度近隣7市の指定の申請を行えば、2人目以降の他市民を受け入れる場合に指定の申請を省略することができるように、今、近隣他市との協定書の締結の手続を進めているところでございます。

非常にわかりづらいんですけども、要するに、例えば小金井市の事業所さんに3月31日時点で武蔵野市の方がやってこられると、その人は普通に何の手続もなく、そのまま利用できます。それで、5月にもう1人、ある事業所さんを武蔵野市民の方が利用したいですという希望があった場合、その場合は、本来のやり方だったら小金井市がそこで武蔵野市を受け入れていいという許可を出して、その上で再度、指定の申請という形でいただく必要があるんですけども、そうすると、また武蔵野市のBさんが来たときには、またそういう人が来るたびに小金井市の許可を得てその人を指定したり、事業所さんにとっても、市のほうでも、それは非常に負担になってしまうということで、4月以降はその手続を一部簡略化するという手続をとりたいと思っております。

こちらの事務の省略のやり方は、介護保険法で、そういった部分を省略してもいいですよという規定がございますので、今後そういった形で進めていきたいと考えてございます。

最後に、13ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、定員18名以下の通所介護の事業所で、4月以降に地域密着型サービスへ以降予定の事業所の一覧となっております。参考までに、今現在、小金井市では34の事業所がございまして、そのうち26のところは、4つは休止中なんですけれども、今回、地域密着型通所介護として移行してくる予定でございまして。

なお、市の地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定め

た条例について、地域密着型通所介護に関する基準を盛り込んだ改正条例案を3月の市議会定例会に上程してございます。内容は、現在の国の省令といえますか、基準をそのまま横引きしているところでございます。

事務局からのご説明は、以上でございます。

(酒井委員長) どうもありがとうございました。

今のご説明について、何かご質問、ご意見をと思うんですけども、あれですかね、イメージは、大体こういう形の制度変更なんだよというのは……。ちょっといいですか、私から。

解せないのは、介護予防が地域密着に移行しないで、要介護1から5の人が使える小規模通所介護だけが地域密着に移っていくんだと。要支援1、2の利用者さんについては、これはやっぱり総合事業との関連で、東京都がとりあえずは預かっておくということなんですか。

どうぞ、はい。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

そのとおりで、まず、要介護1から5の方については、まだ今のところ、給付というサービスの中で全てを対応しています。ただ、本来であれば平成27年4月から要支援1、2の方の通所介護については給付ではなく市町村ごとの総合事業へできるだけ早く移すというのがこの制度になっておりますので、そちらについては各市それぞれに設定をした新総合事業の中で、指定というものをするかしないかも含めて市町村が決めるということになりますので、今回、その部分については省かれているという形で、移行までの間は東京都の指定のままで残るという形でございます。

(酒井委員長) わかりました、そういうことですね。

あとは、ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

(平野委員) 先ほど説明がありました、9ページの2の(3)の運営推進会議なんですけれども、このやり方、現地で、施設でやるということですね。

それだったらいいんですけど、こういった関係者が集まって、こういったところでやって、現地を見ないでやるというのは、私はやめていただきたい。やっぱり、現場を見て、監査も兼ねた方法でやっていただければと思いますので、発言させていただきました。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

この運営会議につきましては、地域密着型サービスの中で既に幾つかのサービスで設置をし、実施をしているものがございます。例えば、認知症対応型のグループホーム等なんですけれども、やはりそれぞれの事業所で、その地域の方でメンバーを決めて、その開催ごとにお声がけをするような形をとっておりますので、今回の地域密着型通所介護の場合には、そちらに比べると1年間の開催回数というのは少なくともいいよというふうに国が示してございますが、おっしゃるとおりに事業所でやっているサービスの内容について、地域の方、もしくはサービスを利用している方、ご家族に知っていただき、ご意見をいただきながらよりよくしていくという形でその会議の開催を義務づけていると受けとめてございます。

(平野委員) わかりました。

(酒井委員長) ただ、あれですよ。20以上の事業者が移行するから、それぞれで会議を設置するというのは、多分、行政さんのほうにはいろいろと相談が来たり、人を紹介してくれとかそういうことも出てくるんじゃないかなと思うので、ぜひ、大事な項目ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

あとは、ほかにはいかがでしょうか。

(新井委員) 新井です。今、平野さんもおっしゃったところなんですけど、これは開催したらそれを議事録に残すとか、例えば、市に届けなくちゃいけないとか、ずっととおかなくちゃいけないとか、市民に見せなくちゃいけないとか、そういう義務は何かあるんですか。

(薄根主任) そうですね、こちら、運営推進会議につきましては公表の義務がございまして、例えば、ホームページに掲載するとか、あるいは紙ベースのもの、冊子でもいいんですけど、必ず誰でも見られるようなところに置いておかなければならないという形で公表義務がございまして。

(介護福祉課長) ですので、やはり議事録という名称にするかどうかはありますけれども、記録を残して公表していくというような形になるかと思いません。

(酒井委員長) ほかには、いかがでしょうか。

あれですね。34事業のうち、3分の2が19人未満ということで、小規模のものがこんなにあったのかというのがびっくりしたんですけれども、あれで

すか、13ページの資料に載っている1から22で、変な話だけど、地元のNPO法人さんの方たちがやっていらっしゃるといのは、どのぐらいあるんですか。大体でいいんですけれども。

(介護福祉課長) こちらで把握をしている中では2つですね。17番と19番です。19番に関しましては、認知症対応型のグループホームと小規模多機能なんかもあわせてやってございます。

(酒井委員長) なるほど、はいはい。

(内藤委員) あと、デイサービス湧。16番。

(酒井委員長) 16番。はい。

(介護福祉課長) すみません、16番もということです。

(酒井委員長) はい。じゃあ、あとは大体、株式会社系の方が多いんですか。社福って、あまりこういう小さいのはやらないでしょう。そうすると、やっぱり営利法人さんがやっていらっしゃる……。

(薄根主任) 株式会社がやっぱり多い、大規模で、ほかでも事業展開をしているようなところが比較的多いと。

(酒井委員長) やっていて。うん。

それで、こういう移行をするところで、例えば、定員を変えようとか、そういう動きは特になかったんですか。

(薄根主任) 定員変更という形では、特に報告は来ておりません。

(介護福祉課長) 記載をさせていただいているとおりで、4カ所が現状休止中という形になってございますので、それは、これが要因というわけではないかとは思ってございますが……。

(酒井委員長) うん。だけど、当面は利用の単位は変わらないんですよ。利用単価はね。

(内藤委員) 変わらないです。はい。

(酒井委員長) ただ、いずれは小規模のものは削っていくんですかね、国の制度は。よく、介護事業のM&Aが進んでいくんだみたいなことを言う方もいらっしゃるんですけれども、合併とかがね。わかりました。

じゃあ、ここに書いてあるもののうちの7番と11番を除いたところがみなして、そのまま地域密着に移行するということでもいいわけですよ。

今日の議題の2つ目、これは報告ということによろしいですか。

はい。ということなのですが、ほかに、せつかくの機会ですから、ここで何かあれば取り上げますけども。

(新井委員) 新井です。すみません。

聞きたかったんですけど、11ページのところに、各市との協定書は2月末か3月初旬に各市で締結予定とあって、今日は3月28日で、来週にはもう4月になってしまうんですけど、各市との協定書の締結はもう終わったんでしょうか。それとも……。

(薄根主任) 一部の市と、ちょっとまだできていない状況、最終的な詰めをしている状況でございます、それは必ず本年度中に行う予定で、ええ。

(新井委員) もう、今週中ということで。

(薄根主任) 今週中でございます。

(酒井委員長) そうですか。混乱しますね。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

先ほど挙げたものは、小金井を中心にして小金井が隣接をしている事業所になりますが、小金井は先ほどお話ししたとおり、小規模へ移るところが22カ所あります。各市そういう状況も異なりますし、実際、市境の他市の事業所を使っている市民の方がいらっしゃる割合とかそういうようなものでも、協定を結んだほうが楽になるのか、たまにしかないからそんなことまでしなくていいよというところは、各市、状況が違うとは思いますが。

ただ、現行、通所介護のサービスにつきましては都が指定してきたということもあり、どこにあるからここは使える、使えないということがあったものではございませんので、それで、移行期間の3月末までに使ってそのまま継続できるんだよという制度になってございますが、やはり、地域密着型の趣旨とは若干異なるやり方にはなると、こちらも考えてはございます。

ですので、協定書の中には、やはり市民の方の利用を妨げない範囲でという形の協定にはなっていますので、事前の調整というのは書類上のことは関係なく、これまでどおりに行っていく形になります。

(酒井委員長) なかなか、やっぱり地域密着だから小金井市民を前提とするんですけども、市境に住んでいる小金井市民にしてみれば、隣の武蔵野市のデイのほうが便利だとか、いろんな方がいらっしゃるの、市民の利益といたしますか、利便性をちゃんと踏まえるといっても、2つ異なる要素がある

ので、そこをうまく調整してもらいながらということになりますかね。

E Uみたいなもので、圏域で、そのとおりにやればいいでしょうけどね。  
では、よろしいでしょうかね。

一応、これは報告ということなので、了承するということで、はい。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、3点目ですね。事業者指定、今のことと密接に絡むんですけれども、2つの事業者さんの事業者指定についてやっていきたいと思ひます。資料は15ページからです。事務局から、よろしくお願ひいたします。

(薄根主任) はい。では、ご説明申し上げます。

最初は、GENKI NEXT小金井市前原町という法人になります。資料でいうと17ページからですね。こちらの事業所名は、先ほど申し上げたとおり、GENKI NEXT小金井市前原町です。こちらの事業所は平成23年7月1日に東京都からの指定を受けた事業所ございまして、現在も小金井市で運営をしている事業所になります。定員は10名になりますので、4月から地域密着型通所介護へ移行することとなります。今年の6月より運営法人が変更となりまして、事業所としては新規指定の扱いとなりますので、このたび本専門委員会においてお諮りするものでございまして。

会社名は、これまでの介護NEXT株式会社というところから、今回、株式会社佐藤商会という法人に移ることとなります。

説明は以上でございます。

(介護福祉課長) ちょっと補足させていただきます。

(酒井委員長) はい、どうぞ。

(介護福祉課長) 先ほどご説明したとおり、平成23年7月に指定を受けています。本来であれば指定は6年間継続するという形になりますので、本来であれば平成29年7月にもう一度更新指定を受けるような事業所になりますが、その前に運営法人が変わってしまったということで、その場合には新規事業所の取り扱いになるということで今回の審議になってございまして、よろしくお願ひいたします。

(酒井委員長) こういう場合は、新しい運営法人さんと市は接触を持たれているんですか。ちょっと、その内容を。

(薄根主任) やっぱり今回、法人が変わった背景といたしまして人員の確保

が厳しいということで、こういった事業所の運営法人の変更が最近結構多いんですけれども、事業所には、利用者様へスタッフが変ったことによる不安を与えないようにとか、そういった処遇の面を注意するよいうことでお話をさせていただいております。

(酒井委員長) この佐藤商会さんは、ほかに介護事業とか類似の事業をやっておられるんですか。

(薄根主任) ほかに何件かやっていると聞いてございます。

(酒井委員長) それでは、お会いした感触は、大丈夫かなと。

(薄根主任) はい。

(酒井委員長) 特に、人員の確保とかは大丈夫ですかね。

(薄根主任) はい。

(酒井委員長) やっぱり、小さな事業所だから大変ですよ。1人、2人の持つ比重が大きくなるので。

ほかに、皆さんからいかがでしょうか、ご質問等。

(新井委員) 新井です。

この介護NEXTという会社が幾つか持っている中の小金井のものを切り離して佐藤商会に売るということですか。それとも、介護NEXTが持っているものを全て佐藤商会にあげる、いわゆる小金井じゃないところも譲渡しているんですかね。

(薄根主任) ちょっと、詳細を全ては把握していませんが、これに関してはとりあえず小金井の別の法人さんに移行するという事です。

(新井委員) 事業所をという。

(酒井委員長) じゃあ、スタッフは総入れかえしない可能性もあるわけですね。

(薄根主任) 可能性もございますね。介護NEXTは、系列でほかでもたくさんやられているところがあります。

(内藤委員) 内藤です。

今まで、介護NEXT、GENKI NEXTってマッサージがメインで、結構、それが目的が通っている人がいたんですけれども、今度は、変わった場合って、そっちのほうは同じようなサービスでやってもらえるんですかね。

(薄根主任) 先ほどもちょっと申し上げたとおり、利用者様の処遇には、例

えば、会社が変わったことでサービスの内容ががらっと変わることがないようとか、そういった指導は一応して、そののところでも了承はいただいているところでございます。

(内藤委員) 介護NEXTさんって、もともとマッサージ系の会社だったんですね。会社というか、そういう事業所だから。

(酒井委員長) 足岩盤浴とか、そういうのがうたい文句で載っていて、へえと思ったんですけど。

(内藤委員) マッサージを20分ぐらいしてもらおうというのが売りで、皆さん行かれているんですけど。

(酒井委員長) あと、ここは食事提供のところで特に記載がないんですが、あれですか、これは……。

(内藤委員) あっ、半日。

(酒井委員長) うん。実施単位が午前と午後で分けているので、お昼は出さない仕組みでやっていらっしゃるということなんですか。

(内藤委員) そうです。そうですって私が言うのもおかしいんですけど。

(酒井委員長) 確かに、実施の単位のところは、1と2と時間帯を分けてあるので、そうかなとは思ったんですけども。こういうスタイルをやっているところって、ほかにもあるんですか。

(内藤委員) 何か所かあります。

(酒井委員長) ああ、ありますか。何か、デイサービスというとお昼ごはんをみんなで食べるのが楽しみっていう感じのイメージがあるんだけど、提供しない、それとも、食べてもいいけれども、自腹……。

(内藤委員) いや、多分、提供はしてない。

(酒井委員長) してないんですか、そもそも。じゃあ、もう午前の方は午前で、9時から12時5分で、すぱっと帰ると。

(内藤委員) はい。それでまた午後は午後でお迎えに行つて。

(酒井委員長) なるほど。そういうあれなんですね。二期作みたいなことですね。わかりました。

ほかには、皆さんのほうから、いかがでしょうか。

では、一応、運営法人が変わったことによる新規の指定ということですので、特に問題なければ了承するというところでよろしいですか。

はい、ありがとうございました。

それでは次、2つ目の法人さんです。よろしく申し上げます。

(薄根主任) では、ご説明申し上げます。

資料25ページから31ページになります。デイサービスFAMILY小金井という事業所さんですね。

こちらの事業所は、これまでの業者は茶話本舗デイサービスFAMILYという名称で、平成25年9月1日に東京都の通所介護の指定を受けまして、現在も小金井市で運営をしておりますが、こちらも定員が10名になりますので、先ほどの事業所と同様、4月から地域密着型通所介護に移行することとなります。

先ほどと同様でございますが、今年の5月から運営法人が変更となりまして、事業所といたしましては新規指定の扱いとなりますので、同様にこのたびの専門委員会でお諮りするものでございます。運営法人は株式会社Marvellixという法人で、今回の運営法人変更に伴い、事業所名も変更しているところでございます。

説明は以上でございます。

(酒井委員長) 皆様のほうから、何か。

やはり同じように運営法人の変更ということでございますけれども、変更の理由、運営法人が変わるきっかけとか理由は何か。

(薄根主任) こちらも、やはり人員の確保が非常に大変だということでございます。

(酒井委員長) 1億総活躍社会とか、介護離職ゼロとか、なかなか現場は大変だというのが出てきているわけですけども。

はい、どうぞ。

(平野委員) 平野です。2点質問です。

実際、現場を見に行きました。民家、普通のおうちなんですよ。それで不思議だなと思ったのが、2世帯住宅ではないかと思うんです。表札が2カ所ありまして、通路のほうが何とかさん。ご兄弟の持ち物なのか、私、わかりませんが、お互いにKさんという方なんですけれども、こちらのデイサービスのほうは、ネームプレートのところ、セロテープを張ってあって、下にFAMILYなんとかって書いてあるだけなんです。それで、お互いに

駐車場があるんですけれども、それで1つ疑問に思ったのが、これは2階建てなんだけれども、通路を挟んで……、通路というか、デイサービスFAMILY小金井のほうの出入り口のところの上に……、あっ、これは違ったっけな。どっちだったっけな。何か、通路があるんです、2階に。渡り廊下があつて、それで、どっちだったっけな、渡り廊下があつたものだから、これは何でこんなことをしているのかなと思ったんですけれども……、ちょっと待ってくださいね。

うん、渡り廊下があるんです。後でくっつけて、何か、職員の宿泊施設なのかと思ったんですけれども、これ、よく見ると宿泊も可能なんですよ。そういった意味で、その辺の実態が私はわかりません。2世帯住宅で、どういう間取りになっているかもわかりませんし、何か、ここで10人も入るのかなと疑問に思いました。

それと、2点目なんですけれども、31ページの運営規程の中でいいなと思ったのが、第20条、21条、22条。今、ちょっとうるさい関係ですけれども、これが掲載されています。けれども、前者の佐藤商会さんのほうの運営規程にはこれが載っていないんです。そういった規程でチェックされて、載っていないところ、私は、この20、21、22というのは大事だと思うんですけれども、佐藤商会さんのほうで載せなくてもいいのかどうか。ぜひ載せていただきたいと私は思っております。この2点です。

(酒井委員長) じゃあ、まずは建物の違和感といいますか、デイサービスFAMILY小金井の。隣の……、ただ、あれですよ、事業としては単独なんですよね。ほかに併設の事業を持っているわけじゃないんですよ。

(薄根主任) 単独ですね。

(酒井委員長) じゃあ、通所と隣という形ですから。一応、通所で、スペースは、ここ、32平米と26ページに書いてありますけど、ですから……。

(薄根主任) 定員としては一人当たり3平米必要なので、基準上は問題ないです。

(酒井委員長) 10人でぎりぎりなんですよね。

(平野委員) ああ、平米としては問題ないですね。

(酒井委員長) そうですね。20畳あれば。

(平野委員) 大丈夫なんですよね。

(酒井委員長) 大丈夫なんですよ。20畳で10人の方がデイサービスを受けられるというのが、法律的にはオーケーだよ。

(平野委員) オーケーなんですね。

(酒井委員長) ええ。だから、あとは……。

(平野委員) じゃあ、宿泊というのはその中でやるということですね。

(酒井委員長) 多分、別室……。

(内藤委員) お泊まりデイなので、簡易ベッドみたいなもので用意して、お泊まりデイサービスって全部そんな感じ。簡易ベッドがある。

(平野委員) 簡易ベッドが置いてあって。

(内藤委員) で、ふだんあれしないと、たたんで片づけるという感じでやっていますよね。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

お泊まりデイサービスは、いつときちょっと問題にもなったようなものもあるかと思うんですが、基本的にデイサービスは介護保険の制度上のサービスです。ですので、公費や介護保険料を投入して行っていただく形のものなんですけれども、その事業をやっている事業所が介護保険のサービス提供時間外を使って自費でやっているサービスという取り扱いになります。ただ、先ほどお話ししたとおり、つまりはそういう、あまり基準も何もない中でやっていたらしゃったことで、都内でも、全国的にもですけれども、問題になったケースがございまして、東京都は国に先立ちまして、基準等も含めて、罰則的にはあまりそんなにできない部分もあるんですけれども、登録制度のようなものを入れました。その後、国のほうでも、やはり後を追って登録制を取り、一定の指導ができるような形になってございます。その中で、先ほどのお話にもちょっと戻りますけれども、小規模の通所介護事業所につきましては、指定が地域密着型ということで各区市町村に置いてまいります。それに併せまして、あわせてやっているお泊まりデイサービスのようサービスについては、市のほうでも一定把握をしながら、東京都がこれまでやってきたものに従って注視をしていくような制度にこれから移っていくような状況にございます。

やはり、利用する方にとって、とても使い勝手がいい部分もあり、その反面、やはり目が届きづらい部分があったりとか、費用対効果の関係できちん

とした体制がとれないままやっていると事故も起こりやすい可能性も捨てきれないというところでもなかなか厳しい状況にあることではございますけれども、そういった形のところを、例えば制度の基準で縛り切れているものでは現状ないので、そういったことでお答えをさせていただきたいと思います。

(酒井委員長) 今、運営規程とかやるときって、何か、どういったらいいですかね。ある種のガイドライン、こういう項目を必ず入れなさいとか、そういうものがあるんですけど。

(介護福祉課長) お泊まりデイサービスで。

(酒井委員長) いや、全体に対して。

(介護福祉課長) 先ほどおっしゃっていただいたような、広さの問題であるとか……。

(酒井委員長) いやいや、法人さんとして、運営規程ですから、かなり先進的な条項もあるんですけども、あるいは、先ほどおっしゃったように虐待とか、そういう拘束。

(介護福祉課長) これがですね、やはり各……、こちらの委員会にお出ししている運営規程のようなものというのは、多分、制度が始まった当初に、こんな感じではないかという、ひな形じゃないですけども、お出ししたものがあると思うんですね。ただ、それをそのままやらなければならないとなっているかという、それはそういうわけではないです。先ほど挙げていただいた、例えば虐待ですとか、さまざまな項目ですけども、こちらは逆に基準のほうで一定守らなければならないものとして書いてある部分はございます。ただ、おっしゃるとおりに運営規程等は利用者の方にも主要事項はご説明をするようなものですので、そういった中でいただきましたご意見は事業所のほうにもお伝えして、検討していただくようにというような形にさせていただければと思います。

(平野委員) お願いします。

(酒井委員長) 今のところの関連では、戻っちゃうんだけど、さっきのGENK I N E X T 小金井市前原町だっけ、22ページの第9条のところに、「従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う」とか、結構きつ目の、上から目線の表現があったりするんですよ。もうちょっと、普通は利用者本位の視点で書くんじゃないのと。

ちょっと、これは何というふうには思ったりしたので、その辺で、皆さんのほうでも、そちらのほうでも、気がいたら意見とかはぜひ出してください。

あと、2つとも地域の病院とか診療所、訪問介護ステーションとか連携について、なしというふうになっているんですが、この辺はいかがなんでしょうか。これは、今まで既に実績がある事業所なので、例えば、26ページの真ん中辺にありますけども、連携の有無とか。

(介護福祉課長) 基本的に通所介護で、きちんと事前に指定の医療機関というわけじゃないですけれども、そういうような形で相手に了解をとっているものがないということなんだと思うんですね。そこについては、しなければならぬという形に多分なっていないのかなというところで。

(酒井委員長) 今、東京都に最初に出すときに協力医療機関とか、そういうところ、各項目って要らないんですって。

(介護福祉課長) 項目的にはこのような形で持っているけれども……。

(酒井委員長) なくてもいいよと。

(介護福祉課長) それがサービスによってはなくても大丈夫というか、通さないわけにはいかないような項目になっているかと思います。

(酒井委員長) よく、法人さんが勝手に書いて、医療機関がそんなことは知らないというのは、逆のパターンもあるんですよね。片や、きちんと契約してお金を払っている業者さんもありますけれども。ただ、逆に運営規程なんかでのうたい文句で、地域と一生懸命ちゃんとやっていますというふうに書いてあるので、ちょっと気になったんですけれども。

ほかにはどうでしょうか。

あと、たしかここは365日やっているんですよね。

(介護福祉課長) そうです。

(酒井委員長) 実際、やっているんですよね。

(新井委員) 新井です。

佐藤商会さんはさっき、ほかのところでもやっていたという話なんですけれども、株式会社Marvelixという会社は、ほかに介護その他をやっている会社、もしくは運営を、どこかで手広くやるとか、ほかの業態というのはどのような状況なんでしょうか。

(薄根主任) 介護NEXTほどではないんですけれども、ほかでも数件やっ

ているのは把握してございます。

(酒井委員長) やっていらっしゃる。

(新井委員) じゃあ、何かチェーンみたいな、同じ名前にしているとかということではなく、いろんなところを買ってという感じですね。

(薄根主任) そうですね。

(酒井委員長) なかなか、やっぱり初期のころと違って、実態がよく見えな事業者さんが入ってきて、こうやって経営が入れかわったりとかするので、民間の、いわば競争みたいな中で自然淘汰を待てばいいんだという意見もあるかもしれないけど、やはり利用者さんも考えようですね。対人サービスでは利用者さんが不利益を受けたりしないように、やっぱり行政もそこをきちんとサーベイランスするといいますか、監視をしながらチェックをしてということが、何か今日の議論を聞いていると、大事になってくるなという感想を持ちますね。

ほかには、どうでしょうか。

よろしいですかね。

じゃあ、このデイサービスFAMILY小金井について、一応了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(酒井委員長) じゃあ、一応、今日の議題はこれで終わりました。

あとは、何かあるの。

その他。じゃあ、事務局からお願いいたします。

(薄根主任) では、お手元の資料5をごらんいただければと思います。右上に資料5と書いてございます。

本日は、定員18名以下の小規模な事業所について、地域密着型サービスへ移行するというお話をさせていただきましたが、このことに伴いまして、今後、市では地域密着型サービス事業所の新規指定、あるいは6年に1回の更新に係る業務がかなり増えることが想定されます。これに伴いまして、本専門委員会の地域密着型サービスの報告方法について一定の整理をさせていただきたいと思います。

これまでは、市内の地域密着型サービスの事業所の新規指定や更新の日より前に専門委員会を開催して、こちらでご審議をいただいてから更新という

運びとなっておりますが、今後は指定や更新の件数が増えてくると、これまでの方法では更新時期のタイミング等の関係で専門委員会を何回も開催しなければならないといったことも増えて、委員の皆様にもご負担を強いることが考えられます。このような事態を避けるために、事業所の新規指定の際は、これまでどおり指定日より前に専門委員会を開催してご審議をいただくこととなっておりますが、事業所の指定更新の際は、更新時期によっては更新を行った事業所について事後報告という形でまとめて報告をさせていただく場合もございます。

以上のような報告方法で今後対応させていただきたいと考えてございますので、ご了承をいただけたらと思っております。

説明は以上でございます。

(酒井委員長) わかりました。今の市のご提案、よろしいですかね。

ただ、あれですよ。市として、これは審議したほうがいいなという場合には、事前によくお願いしたいと思えます。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

今回お示したとおり、20以上の新規事業所というか、通所介護の事業所が市の指定に移ってまいります。当然、毎年22カ所の更新があるわけではないんですけれども、やはり市のほうで、まずは更新の実地調査に伺って、またそれ以外にも提出した書類での書類審査も更新の際には行います。その際に、やはり私どもだけの判断では難しいような疑義が出てきた場合には、できるだけ事前に諮らせていただいて、皆様のご意見を賜るように行っていきたいと考えてございます。ただ、やはり継続性を考えて大きな問題点が出なかった場合には、基本的には更新という形を市としても考えますので、そういう、特に問題のないようなケースであれば事後の報告とさせていただければと思ひまして、今回、方法についてのご提案をさせていただいたところで

ちょっと厳しい条件もございまして、当面これでやってみて、できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(酒井委員長) わかりました。よろしくお願いいたします。

そのほかには、事務局からは何か。

あと、次回は全体会ですかね。いつもの。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

次回の本委員会なんですけれども、今、最後にお話をいただいた件を踏まえまして、次の指定につきましては、多分、秋口にこの委員会を開くような方向になるのではないかと考えてございます。その前に、もしも地域密着型サービスの新規事業所の開設を求めるような話がございましたら、その場合にはちょっと時期をずらしていただくということもあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、介護保険運営協議会の全体会ですが、できるだけ春の間、遅くとも6月までの間には平成28年度の初回を開催させていただければと考えてございますが、ちょっと、まだ日程調整ができていない状況ですので、こちらのほうで見て、案ができ次第ご案内を差し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(酒井委員長) はい、わかりました。

では、皆様からは何か、この席だからということでご報告などがあればと思いますけれども、よろしいですかね。

はい。それでは、今日は3点ばかり議題がございましたけれども、今年度最後の地域密着型サービスの運営に関する専門委員会を終わりたいと思います。また来年度も、よろしく願いいたします。

閉 会 午後3時30分